

名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会規約

（名称）

第1条 本会は、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）対策協議会（以下「対策協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 対策協議会は、御嵩町、可児市及び八百津町（以下「関係市町」という。）が、名鉄広見線（新可児駅～御嵩駅）（以下「名鉄広見線」という。）の存続問題に対する対応策を調査、協議等することを目的とする。

（協議等事項）

第3条 対策協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について調査、協議等を行うものとする。

- (1) 名鉄広見線の利用促進に関する事項
- (2) 名鉄広見線の運行形態等に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、名鉄広見線の対応策に関する必要な事項

（委員）

第4条 対策協議会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

（役員）

第5条 対策協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 監事は、委員のうちから会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第6条 会長は、対策協議会を代表し、会務を掌理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、対策協議会の会計を監査する。

（会議）

第7条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

（表決）

第8条 対策協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（顧問）

第9条 対策協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

（関係者等の出席）

第10条 対策協議会は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

（経費の負担及び会計処理）

第11条 対策協議会の運営に必要な経費は、関係市町の負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度及び会計処理の方法は、会長が別に定める。

(報酬)

第12条 対策協議会は、委員及び顧問に報酬を支給することができる。ただし、委員又は顧問が常勤の特別職又は一般職の職員にある場合は、この限りでない。

(事務局)

第13条 対策協議会の事務を処理するため、対策協議会に事務局を置く。

2 対策協議会の事務局は、御嵩町役場に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、対策協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、平成20年5月2日から施行する。

別表（第4条関係）

	御嵩町	可児市	八百津町
首長	御嵩町長	可児市長	八百津町長
議会	御嵩町議会議長 御嵩町議会名鉄路線対策特別委員会委員長	可児市議会議長 可児市議会名鉄広見線対策特別委員会委員長	八百津町議会議長
教育関係者	御嵩町教育長	可児市教育長	八百津町教育長
	可茂地区高等学校PTA連合会代表者 可茂地区高等学校校長会会長 岐阜県立東濃高等学校校長 岐阜県立東濃実業高等学校校長 岐阜県立八百津高等学校校長		
経済関係者	御嵩町商工会代表者 御嵩町観光協会代表者	可児商工会議所代表者 可児市観光協会代表者	八百津町商工会代表者
住民	御嵩町自治会長連絡協議会代表者	可児市自治連絡協議会代表者	